

令和7年4月7日

債権者各位

東京都中央区銀座一丁目8番14号
株式会社ノバレーゼ
代表取締役 荻野 洋基

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を70,000,000円減少し、30,000,000円とすることにいたしました。

なお、資本金の額の減少が効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、また、資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込または給付期日として役員または従業員に報酬として譲渡制限付株式が発行された場合は、当該譲渡制限付株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少が効力を生ずる日における最終的な資本金の額を30,000,000円とすることにいたしました。効力発生日は令和7年5月31日であり、株主総会の決議は令和7年3月27日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

以上